

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|--------------|------------|------|------|---------------------------------------|---|-----------------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-102 | 2011/5/31 | 2015/10/08 | 石油ストーブ(開放式) | 青森県 | | | (火災)当該製品から出火する火災が発生し、建物が半焼、2名が死亡した。 | ○使用者は、当該製品の置台に灯油が貯留する不具合を認識しながら、継続して使用していた。○使用者は当該製品を約15年前から使用しており、メンテナンスは実施していなかった。○カートリッジタンク及び油受け皿に、油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクの口金は完全に閉まった状態であった。 ●当該製品は、メンテナンス不足により吸気口がホコリにより塞がれた状態になっていたものと考えられたことから、未燃灯油が発生して置台に貯留する状態で継続使用されたため、燃焼時の炎が未燃灯油に引火して下方に吹き返し、置台上のホコリに着火して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「油漏れや置き台に油が溜まる場合はすぐに使用を止めて修理を依頼する。1か月に1回以上反射板や置き台に溜まったホコリを取り除く。」旨、記載されている。 | 製造から15年以上経過した製品 |
| B1K11-101 | 2011/12/22 | 2013/03/21 | 石油ストーブ(半密閉式) | 北海道 | | | (火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、数年前から使用されていなかったが、通電状態で燃料配管が繋がっていた。 ○燃焼部のガラス円筒、スケルトンに異常なスス付着がなく、ポットパーナー内とポット内への給気用風筒には約1cmの灯油溜まりがあり、ポット内に燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の外郭は、前面が全体的に焼損が著しく、側面下部や後面にはほとんど焼損が認められなかった。 ○電源コードには、外郭貫通部にスパーク痕があり、電源コードと室温センサーのリード線が貫通部で二次痕とみられる溶断が認められた。 ○基板やリード線には、発火痕跡の異常は認められなかった。また、油漏れや異常燃焼の痕跡も認められなかった。 ○当該製品周辺には、段ボールや古新聞が束ねて置かれており、これらが著しく焼損して焦っていた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられる。 | |
| B1K11-100 | 2011/12/17 | 2013/03/21 | 石油ふろがま(薪兼用) | 長野県 | | | (火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故時、当該製品の灰出し口のふたは外されており、周囲には燃えやすい落ち葉が多量にあった。 ○ロストル(火格子)は、焚き口側の半分以上が欠損し、灰出し口から火種が落下しやすい状態であった。 ○パーナーユニット内部は焼損しているが、焼損状況からパーナーユニットケース下部の配線取り出し穴から送風機が火種を吸い込んで内部を焼損したものと推定される。 ●当該製品の灰出し口のふたを外していたため灰出し口からこぼれた火種から近くににあった落葉等の可燃物に燃え移り、パーナーユニット等に燃え広がったものと推定される。なお、取扱説明書には、「パーナー運転時は、灰出し口等のふたを閉じること。」「薪焚き時は機器から離れないこと。」の旨、記載されている。 | |
| B1K11-099 | 2011/12/13 | 2013/03/21 | 石油ストーブ(開放式) | 島根県 | | | (火災)建物を1棟全焼、2棟類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 | ○当該製品の給油時、カートリッジタンクの口金が十分に締まっていなかったため、口金が外れて灯油が当該製品にかかった。 ○カートリッジタンクの口金をして当該製品に装着、畳にこぼれた灯油を雑巾で拭き取り再点火した。 ○当該製品にかかった灯油の拭き取りはしなかった。 ○当該製品の近くの壁にカレンダー等の可燃物があった。 ○類似品での再現テストの結果、点火後2分40秒後に天板の上の灯油に引火、最高80cmの炎が上がった。 ●当該製品へ給油したカートリッジタンクを装着する際に、口金の締め付けが十分でなかったために、口金が外れて灯油が当該製品にかかり、そのまま再点火したため、当該製品にかかった灯油が気化して引火し、周辺の可燃物に延焼し火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「給油口口金は確実に締めてください。給油口口金を下にして、油漏れがないことを確かめてください。こぼれた灯油は、よくふきとってください。」旨、記載されている。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 | |
|--------------|-------|------------|------------|-------------|------|------|-------|---|---|------------------------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | | |
| B1K11- | 098 | 2011/12/12 | 2013/03/21 | 石油ストーブ(開放式) | 長崎県 | | | (火災、軽傷1名)当該製品を使用中、消火スイッチを押しても消えなかったため、当該製品を屋外へ移動させる途中、当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼、1名が火傷を負った。 | ○芯は消火位置まで降下していた。 ○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、ガソリンと灯油を保管していた。 ○本体内部の燃料成分を分析したが、ガソリンの誤給油の有無は特定できなかった。 ●事故当時の状況が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11- | 097 | 2011/12/02 | 2013/03/21 | 石油ストーブ(開放式) | 東京都 | | | (火災)当該製品をライターで点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故発生前に、使用者が給油タンクを当該製品に挿入しようとしたところ、口金が開いて灯油がこぼれ、消火していた当該製品に灯油がかかった。 ○使用者は、こぼれた灯油を拭きとったが、当該製品内に残っていた灯油は拭いていなかった。 ○当該製品にライターで点火したところ炎が上がり、消火のためにジャンパー等を掛けるところ延焼した。 ○当該製品の給油タンクの口金部のロック機構は正常に機能し、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品には異常が認められないことから、上面遮熱板や燃焼筒火皿にこぼした灯油が残っており、点火時に着火したために、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「給油タンクを本体にセットする前に給油タンクの口金を下にして、油漏れがないことを確かめる」、「こぼれた灯油はよくふきとる」旨、記載されている。 | |
| B1K11- | 096 | 2011/11/17 | 2013/03/21 | 石油ストーブ(開放式) | 広島県 | | | (火災、重傷1名)当該製品から出火し、建物が全焼、1名が火傷を負う火災が発生した。 | ○当該製品の焼損は著しいものの、特に異常は認められなかった。 ○芯は消火の位置に下がっており、正常に作動していた。 ○当該製品からガソリンは検出されなかったが、同時に同一のポリタンクから給油したファンヒーターのカートリッジタンクからガソリンが検出された。 ○ガソリンを使用しての燃焼実験の結果、事故時と同様の現象が認められた。 ●使用者がガソリンを給油して使用したため異常燃焼して火災に至ったものと推定される。なお、同等品本体及び取扱説明書には「危険ガソリン使用禁止」旨、記載されている。 | |
| B1K11- | 095 | 2011/11/08 | 2013/03/21 | 石油ストーブ(開放式) | 青森県 | | | (火災、死亡2名)建物が全焼し、2名が死亡する火災が発生した。現場に当該製品があった。 | ○燃焼筒底部や内部にススの付着がなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○給油タンクはタンク室に収納されており、膨らみなど変形もなく口金にも異常は認められなかった。 ○芯は消火位置まで降下していた。 ○芯は降下位置から手動レバーにより降ろされていた。 ●当該製品の使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | A201100632(介護ベッド)と同一事故 |
| B1K11- | 094 | 2011/10/16 | 2013/03/21 | 石油ふるがま(薪兼用) | 長崎県 | | | (火災)火災報知器が鳴動したため確認すると、火災が発生しており、建物が全焼した。現場に当該製品があった。 | ○事故当時は当該製品のふるがまの中に薪を入れ、火を点けていた。 ○ふるがま(缶体)の灰出口のふたはなく、焼却口のふたは壊れた状態だった。 ○当該製品のふるがま(缶体)に穴あき等の異常は認められなかった。 ○バーナーの内部に出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の近くに可燃物があったかどうかについては確認できなかった。 ●当該製品の周辺状況が不明であることから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|---|--|----|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-093 | 2011/12/16 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 長崎県 | | | (火災)当該製品を使用中、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 | <p>○当該製品の焼損が著しく、内部には全体的にススが付着していた。</p> <p>○当該製品に給油したポリタンクから混合ガソリン(ガソリンと潤滑油の混合油)が検出された。</p> <p>○事故現場にはガソリンを使用する製品はなく、使用者は1～2週間前にポリタンクをガソリンスタンドに持参して店員に灯油を依頼し、給油してもらった。</p> <p>●混合ガソリンが当該製品に給油された経緯は不明であるが、混合ガソリンを当該製品に給油して使用したため、使用中に本体の熱により油タンク内の内圧が上がり、油受け皿から燃料があふれて引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> | |
| B1K11-092 | 2011/12/29 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(密閉式) | 北海道 | | | (火災)当該製品のスイッチを入れ、数分後、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 | <p>○使用者は当該ストーブの燃焼筒の下側から炎が出てきたと説明していた。</p> <p>○外観は、左側面、裏面に焼損の形跡はないが、正面右下の樹脂製表示操作板が脱落しており、表示操作板の中側の樹脂は焼損しているが表側は焼損していない。また、右側面が激しく焼損しており、特に点検ふたの中央部分の焼けが強く、塗装面が剥がれていた。</p> <p>○内部の電装品配線の被覆のほとんどは焼失しており、制御用電装基板は炭化し、電源に近い下側の部分が一部消失して穴が空いており、この部分は点検ふたの中央部の激しい焼損跡の位置と一致した。</p> <p>○燃焼室内部のススの付着状況から火災に至るほどの異常燃焼の形跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、マッチで点火するためには燃焼室上蓋を外して点火しなければならぬものの、上蓋は容易に外れない構造になっていた。</p> <p>●使用者は、4～5年前から点火不良があったと説明していることから、機器に異常が生じていたにも係わらず、長期間メンテナンスをせず、さらに機器を改造して使用を継続したことにより電源基板周辺から出火したものと推定される。</p> | |
| B1K11-091 | 2011/11/27 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 秋田県 | | | (火災、死亡2名)建物を全焼、2名が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。 | <p>○給油タンクに異常はみられず、灯油もれの痕跡も認められなかった。</p> <p>○当該製品は全体が焼けているが、燃焼筒に異常は認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンクはリコール未対策品であったが、口金に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品には異常燃焼や灯油漏れの痕跡はなく、不具合は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> | |
| B1K11-090 | 2011/12/06 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 長崎県 | | | (火災、軽傷1名)当該製品にマッチで点火した際、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損、1名が負傷した。 | <p>○当該製品に近接した床板が焼け抜けていた。</p> <p>○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○事故当時の詳細な状況については、確認できなかった。</p> <p>●事故当時の詳細な状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> | |
| B1K11-089 | 2011/12/02 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 北海道 | | | (火災)給油タンクを装着した直後に灯油が漏れ出し、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 | <p>○当該製品の外観は、右側が左側より焼けが強く、タンク内の灯油はほとんど残っておらず、また、灯油が漏れた痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は異常燃焼等による発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○給油タンク口金のロック及び開閉操作の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況等の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> | |
| B1K11-088 | 2011/12/02 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 愛知県 | | | (火災)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 | <p>○当該製品は18年前の製品であり、今年初めて使用した時の火災であった。</p> <p>○当該製品は、前年移動時に前面パネル下部が外れ、本体との間に隙間が空き、今年設置した際に、前面パネル下部にプリント用紙が入り込んでいるのが確認された。</p> <p>○当該製品は、外部よりも内部の焼損が著しく、内部は左下部から焼損した状況であったが、当該製品の電装部品や配線に出火の痕跡はなく、油漏れや誤給油も認められなかった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、内部に入り込んでいた異物が温風で熱せられて出火に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|------------------|------------|------|------|---|--|----|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-087 | 2011/12/12 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 東京都 | | | (火災)当該製品から燃料タンクを引き上げたところ、当該製品の温風の吹き出し口から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 | ○当該製品の給油タンクは本体から外され、給油口キャップも給油口口金から外れた状態になっていた。また、給油口キャップは、内部の給油口パッキンが溶けた状態になっていたが、その他の異常は認められなかった。 ○当該製品本体は、燃焼室側(左側)よりも給油タンク側(右側)の焼損が著しい。 ○バーナー等の燃焼機構には、異常は認められなかった。 ●当該製品の給油のため給油タンクを引き上げたところ、給油口キャップが確実に締められていなかったため、給油タンク口金から外れて灯油がこぼれ、器体内部にこぼれた灯油が遮熱板等の高温部に触れて着火したものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行ってください。」「給油口口金は確実にしめてください。」旨、記載されている。 | |
| B1K11-086 | 2011/11/20 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 佐賀県 | | | (火災)当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○油受け皿の底部に著しい腐食及び腐食穴が確認された。 ○芯にはタールの付着はなく、焼損もしていなかった。 ○燃焼筒は焼損しておらず、下部及び内部にススが付着していたが、異常燃焼の痕跡は確認されなかった。 ○油受け皿には、耐食性の高い材料が使用されていた。 ●耐食性の高い材料が使用されていることから、当該製品の油受け皿の底部が腐食していた原因の特定には至らなかったが、当該製品の芯・燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、油受け皿に著しい腐食と腐食穴を生じたため、灯油が置き台へ漏れ出し、漏れ出した灯油へ燃焼筒の炎が引火して出火したものと推定される。 | |
| B1K11-085 | 2011/12/02 | 2013/03/18 | 石油給湯機付ふろがま | 山形県 | | | (火災)当該製品を使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○約13年使用の当該製品は、設置時にボイラー室で囲い込み設置されており、排気側面に10cm×50cmの開口部しかなかった。 ○当該製品とボイラー室壁面との距離は、設置基準15cmのところを約7cmで設置されていた。 ○熱交換器は、内部のフィンに多量のスス付着が認められ、消音器から排気筒に掛けて過熱した痕跡が認められた。 ○消音器は、充填している断熱材に劣化が認められ、消音器外郭の継ぎ目から排気漏れの痕跡が認められた。 ●当該製品が囲い込み設置されていたことから、給気が不十分となって燃焼不良が生じたため、熱交換器に多量のススが付着して排気不良となって排気が高温となり、本体が過熱されて消音器継ぎ目のシールが熱劣化して排気漏れが生じたことにより、周辺の木材が加熱され、炭化、低温発火し、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品の設置・施工者は、確認できなかった。 | |
| B1K11-084 | 2011/11/17 | 2013/03/18 | 石油ふろがま用バーナー(薪兼用) | 山口県 | | | (火災)当該製品を使用中、外が明るい異常に気付く確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○ふろがま本体及びバーナー部は焼損により煤けていたが、電源コード及び内部給電線の補修のみで正常に作動することが確認された。 ○燃料タンクからの送油配管にはゴム製燃料ホースが使用され、その表面には亀裂が多く発生しており、燃料が漏れる状態であった。 ○電源コードの溶断及び溶融痕形成について、最も製品寄りの溶融痕解析を行ったところ二次痕との判定であった。 ●当該製品の送油配管に使用されるゴム製燃料ホースの亀裂から漏れた燃料油に何らかの火源が引火して焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11-083 | 2011/11/18 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 千葉県 | | | (火災)当該製品を点火後、当該製品下部から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。 | ○30年以上使用した当該製品を点火棒で点火したが、燃焼が不安定だったため、約10分後に燃焼筒を持ち上げたところ、当該製品の置き台付近から出火していた。 ○当該製品は、前方下部の置き台付近の焼損が著しく、置き台内側にはホコリの焼損物が認められた。 ○燃焼筒内部、放熱ネットや放熱コイルには、変形やスス付着などの異常は認められなかった。また、カートリッジタンクにも変形などの異常は認められなかった。 ●当該製品の置き台に堆積したホコリの焼損物が認められたことから、ホコリの堆積によって給気不足となり、吹き返し現象となって置き台上のホコリに炎が着火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「溜まったホコリは清掃する」旨、表記されている。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|---------------|------------|------|------|--|--|----|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-082 | 2011/11/15 | 2013/03/18 | 油だき温水ボイラ(薪兼用) | 山形県 | | | (火災)当該製品炉内の薪に火を点けようとしたところ、炉内の炎が大きくなり、当該製品のバーナー部から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○バーナーのパッキンがよじれており、正しく取り付けられていなかった。 ○煙突の横引きが先下り勾配で、トップもT型のものが使用されていた。 ○薪に点火する際にバーナーを使用せず、紙を使用した。 ●当該製品は、煙突の不適切な設置によって正常な排気がされず、燃焼室内の火が逆流し、さらにバーナーのパッキンの取り付けも不適切であったため、生じた隙間から火が漏れてバーナーを焼損し、火災に至ったものと推定される。 | |
| B1K11-081 | 2011/12/26 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 富山県 | | | (火災)火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品を消火し、外出して1時間半後に、無人の居室から煙が出た。 ○当該製品は、全体が焼損しており、特に、下側に著しい焼損が認められた。 ○送風ファンは、5枚羽根の内、最下方に位置していた羽根に強い焼けが認められた。 ○電気部品、基板や電源コードなどには、熔融痕などの発火の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクは、油漏れの痕跡が無く、口金が閉まっていた。 ○油漏れや異常燃焼などの異常が認められなかった。 ●当該製品は未使用状態であり、異常が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。 | |
| B1K11-080 | 2011/12/23 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 埼玉県 | | | (火災)当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者は、当該製品を消火しないで給油し、カートリッジタンクを本体に戻そうとして、カートリッジタンクを本体にぶつけ、口金(ワンタッチ式)が落ちてこぼれた灯油が当該製品にかかり、当該製品を焼損した。 ○カートリッジタンクの口金は、上から押して閉めるもので、口金が閉まると「カチッ」音で確認できるものであり、口金が完全に閉まっている場合は、カートリッジタンクをひっくり返しても口金が外れることはなかった。 ○カートリッジタンクの口金外周部にあるボタンをぶつけた場合を想定し、口金の片方のボタンを押してカートリッジタンクをひっくり返しても口金が外れることはなかった。 ●当該製品を消火せずに給油し、カートリッジタンクの口金(ワンタッチ式)を完全に閉めなかったため、カートリッジタンクを当該製品に戻そうとした際に、当該製品にぶつけて口金が脱落し、こぼれた灯油が当該製品にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。なお、本体、カートリッジタンク及び取扱説明書には、「給油時消火」、「カチッと音がするまで口金外側を押す。ボタンを押したまま閉めない。」、「口金を下にして油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。 | |
| B1K11-079 | 2011/12/21 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 埼玉県 | | | (火災、死亡2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が死亡した。 | ○当該製品の口金押込み式カートリッジタンクは、本体外の左前方約2mの位置で横倒しになっており、口金が外れた状態で発見された。 ○当該製品には、給油時自動消火装置が無く、全体に著しい焼損が認められた。 ○当該製品には、異常燃焼、灯油漏れや短絡痕などの異常は認められなかった。 ●当該製品に発火痕跡が認められないことから、当該製品を消火しないまま給油し、カートリッジタンクの口金を適切に閉めずに、本体に戻そうとした際に灯油が本体に掛かって出火に至ったものと推定される。なお、本体表示、カートリッジタンクや取扱説明書には、「給油時消火」「カチッと音がするまで口金外側を押す。ボタンを押したまま閉めない。」「口金を下にして油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。 | |
| B1K11-078 | 2011/12/19 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 大阪府 | | | (火災)当該製品を点火後、当該製品背面から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。 | ○当該製品に給油後、しばらくしてから点火したところ、製品内部にオレンジ色の炎が見え、背面からも炎が出た。 ○当該製品の固定タンクから、ガソリン成分が検出された。 ○使用者はガソリンを保管していた。 ●当該製品のカートリッジタンクに誤ってガソリンを給油したため、使用中にガソリンに引火し、火災に至ったものと推定される。なお、カートリッジタンク及び取扱説明書には、「ガソリン使用禁止」の旨、記載されている。 | |

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|--|--|----|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-077 | 2011/12/17 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 大阪府 | | | (火災)当該製品のカートリッジタンクに給油し装着する際、灯油が漏れ、当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼した。 | ○当該製品を点火した後に灯油が無くなったので、点火したままワンタッチ式カートリッジタンクに給油して本体に戻したが、収まりが悪く、入れ直そうと持ち上げたところ、口金が開いて灯油が溢れ当該製品の火が引火して炎が上がった。 ○カートリッジタンクに給油して口金を閉めた時に、いつもと違う違和感があった。 ○当該製品は、全体的に焼損著しく、樹脂部品が溶融していた。 ○カートリッジタンクは、全体が焼損して膨らんでおり、口金は、パッキンなどが焼失していたが変形はなく、つまみに半ロックなどの異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、カートリッジタンクの口金には、半ロックなどの異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11-076 | 2011/12/09 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 埼玉県 | | | (火災、死亡1名)建物を全焼、1名が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。 | ○当該製品は焼損が著しいが、燃焼筒にスス付着などはなく、異常は認められなかった。 ○天板に毛布などが接触した痕跡が認められた。 ●当該製品には異常が認められないことから、当該製品の天板に毛布などの可燃物が接触して火災に至ったものと推定される。 | |
| B1K11-075 | 2011/12/05 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 新潟県 | | | (火災)当該製品を使用中、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 | ○当該製品周辺に衣類等が近接(ほぼ密着)した状態で多量に置かれていた。 ○点火から約30分後に異常音とともに火災が確認された。 ○当該製品内部の電気部品、基板に過熱・発火の痕跡は認められず、燃焼器に異常燃焼の形跡も認められなかった。 ○固定タンク、電磁ポンプ及びその他灯油経路に油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11-074 | 2011/11/29 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 宮城県 | | | (火災)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品下部から出火する火災が発生しており、当該製品が焼損した。 | ○事故品は上部より下部のススの付着が多い。 ○芯及び燃焼筒にはススの付着は少なく、発火した形跡は認められなかった。 ○油受け皿内に残っていた燃料は赤色であり、灯油より引火点の低い成分のものであった。 ○消費者はガソリンを保管していた。 ●当該製品に、不純物が混入した灯油を使用したことによって、火災に至ったものと推定される。 | |
| B1K11-073 | 2011/11/23 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 青森県 | | | (火災)当該製品のスイッチを入れたところ、炎が大きくなり、当該製品から出火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品を点火後、異常を感じコンセントから電源プラグを抜いたが、本体から出火した。 ○燃焼部には、異常燃焼の痕跡が無く、送油経路に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○基板はほぼ原形を保っており、溶融痕などの発火痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクには、膨張や変形はなく、口金にも異常が認められなかった。 ●当該製品に発火痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|---|--|--|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-072 | 2011/11/20 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 滋賀県 | | | (火災、軽傷1名)当該製品を消火せずに給油をしたところ、当該製品のカートリッジタンクの口金から灯油が漏れ引火する火災が発生し、建物が全焼、1名が負傷した。 | <p>○当該製品を消火せずに給油を行った際、カートリッジタンクの口金をきちんと締めたかどうかは憶えていない。</p> <p>○当該製品の本体は、外郭に著しい焼損や変形が認められ、樹脂部品は、溶融・焼失していた。</p> <p>○カートリッジタンクは本体の外にあり、本体とカートリッジタンクの間で口金が発見された。</p> <p>○カートリッジタンクと口金は、著しく焼損していたが、変形は認められなかった。</p> <p>○油漏れや異常燃焼の痕跡は無く、電気部品や配線にも発火痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、当該製品を消火しておらず、カートリッジタンクの口金を適切に締めていなかったため、本体に戻す際に口金が外れて灯油がこぼれ、燃焼部に着火して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「口金を確実に閉めることや給油時消火する」旨、記載されている。</p> | |
| B1K11-071 | 2011/11/12 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 静岡県 | | | (火災)当該製品の上に置いたカセットこんろを使用中、カセットこんろが破裂する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 | <p>○当該製品には、破損や焼損は認められず、正常に点火燃焼した。</p> <p>○当該製品の天板上には、溶融したカセットこんろの脚部が付着していた。</p> <p>○カセットポンベは、内圧上昇により破裂していた。</p> <p>○カセットこんろの点火つまみは、消火位置になっていた。</p> <p>●当該製品の天板上に、カセットポンベを装着したカセットこんろを置いたまま、当該製品を点火したため、カセットポンベが過熱され、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> | A201100660(カセットこんろ)、 A201100685(カセットポンベ)と同一事故 |
| B1K11-070 | 2011/11/09 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(密閉式) | 北海道 | | | (火災)当該製品に点火したところ、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。 | <p>○本体は、焼損しておらず、本体側排気筒エルボが過熱して断熱クロスが焦げていた。</p> <p>○排気筒内部には、多量のカーボン付着が認められ、燃焼用ポット内部には、多量のタールやカーボンの付着が認められた。</p> <p>○温風通風経路は、多量の埃が付着しており、通気が妨げられていた。</p> <p>○排気温度が、JIS基準を大きく超えていたが、部品を交換したところ、正常な温度に下がった。</p> <p>○火災前日には点火不良のエラー表示が出ていた。</p> <p>●当該製品の排気筒や通風経路に多量のカーボンや埃付着が認められたことから、熱交換が不十分な状態となって燃焼状態が悪化し、排気温度が高温となって排気筒に付着したカーボンが過熱発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「定期的な点検を受けずに長期間使用すると事故の原因になり、危険である」旨、記載している。</p> | ・使用期間：不明(製造番号から4年半使用と推定。) |
| B1K11-069 | 2011/11/05 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 石川県 | | | (火災)当該製品を点火後、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼した。 | <p>○当該製品のカートリッジタンクに1/4程度給油した後、芯位置を最大にして点火した約10分後に異音が生じ、当該製品前方下側のカーペットから炎が出ていた。</p> <p>○当該製品は、全体が著しく焼損しており、約3/4の高さまで落下物で埋め尽くされて天板が下方へ凹んでいたが、直立した状態であった。</p> <p>○カートリッジタンクはタンク室内にあり、膨張しておらず、口金が締まっていた。</p> <p>○多量のスス付着などの異常燃焼の痕跡や油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> | |
| B1K11-068 | 2011/10/30 | 2013/03/18 | 石油ふろがま | 北海道 | | | (火災、軽傷1名)当該製品を点火操作したところ、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 | <p>○当該製品のタイマーを回した際、一瞬浴室内に赤い光のようなものを目撃した直後に爆発が起こった。</p> <p>○当該製品は、焼損や缶体の変形は認められず、排気筒が外れた形跡も認められなかった。</p> <p>○当該製品内部及び屋内送油管に灯油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、タイマーの作動と同時に点火プラグが放電を開始するが、バーナーノズルの灯油噴霧はその約10秒後であった。</p> <p>●当該製品の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に着火に至る異常は認められないことから、当該製品の点火火花が何らかの原因により当該製品の周囲に滞留していた可燃性ガスに引火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> | ・使用期間：不明(製造時期から約16年と推定、当該使用者は約9年と推定) |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|--------------|------------|------|------|---|--|---------------------------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-067 | 2011/09/22 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 静岡県 | | | (火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 | ○当該製品は、全体が焼損していたが、内側よりも外側の焼損が著しかった。 ○固定タンクや送油経路に油漏れはなく、燃焼部に異常燃焼は認められなかった。 ○カートリッジタンクの蓋には、変形等の異常は認められなかった。 ○床面は、当該製品を囲む形で焼け抜けていた。 ●当該製品には出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。 | |
| B1K11-066 | 2011/09/09 | 2013/03/18 | 石油ふるがま | 埼玉県 | | | (火災、軽傷1名)空だき防止装置の付いていない当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 | ○使用者は、裸で空の浴槽内に頭部が下になるような体勢でぐったりした状態で発見された。なお、使用者は事故発生時のことはよく覚えていなかった。 ○浴槽の排水栓は外れて浴槽に水はなく、浴室内の当該製品のスイッチは「入」であった。 ○当該製品は空だき防止装置の備わっていない24年以上前の古い機種であり、本体は全体が過熱により変色し、循環パイプは焼損していた。 ○バーナー内部に焼損はなく、異常は認められなかった。 ●当該製品は、浴槽の排水栓が外れて浴槽内に水がない状態で、浴室内のスイッチが「入」であったため、空だきとなって過熱し、火災に至ったものと推定される。なお、浴室内のスイッチが「入」であった理由は、事故時の状況が不明のため、特定には至らなかった。 | ・使用期間：不明(製造期間から24～36年と推定) |
| B1K11-065 | 2011/08/13 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(半密閉式) | 北海道 | | | (火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、約3か月前から使用していなかったが、電源プラグはコンセントから抜いていなかった。また、当該製品の上には、可燃物の入ったゴミ袋を置いていた。 ○前面パネルには当該製品には使用されていない焼損した樹脂が付着しており、背面パネル上部や天面ガードにも樹脂の付着痕跡が認められた。 ○前面の樹脂製操作パネル付近の焼損が著しいが、当該部周辺の前面パネルは、裏側よりも表側の熱変色が強かった。 ○プリント配線基板や配線、電源コードなどに出火の痕跡は認められなかった。 ○送油経路に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品には出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。 | |
| B1K11-064 | 2011/08/13 | 2013/03/18 | 石油給湯機 | 鳥取県 | | | (火災)当該製品で浴槽に給湯し続けたまま、長時間放置していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、長期不在宅の屋外に設置されており、当日は使用者が帰省し、当該製品を使用していた。また、使用者は、不在時に缶体の水抜きを行っていなかった。 ○缶体内部が凍結膨張等により変形しており、燃焼室へ水漏れし、バーナー接続口から当該製品内部に漏れていた痕跡が認められた。 ○燃焼室の炉底部には、灯油と水の混合物が溜まっていた。 ○当該製品の内部配線接続端子台の端子に著しい腐食や熱変色が認められた。 ●当該製品は、缶体の水抜きを行っていなかったことから、缶体内の水の凍結膨張等により変形し、缶体から漏れた水が燃焼室からバーナー接続口を通して当該製品内部に漏れたため、内部配線の接続端子台が腐食し、接触抵抗が増大して発熱し、配線被覆等を焼損して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「長期間使用しないときは機器内の水抜きを行い、電源プラグを抜く」旨、記載されている。 | ・使用期間：不明(製造期間から20～22年と推定) |
| B1K11-063 | 2011/06/26 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 宮城県 | | | (火災、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損、1名が火傷を負った。 | ○使用者は当該製品をマッチで点火し、マッチ棒を当該製品の置き台の縁に置いたところ、置き台にたまっていた埃に火がついた。 ○置き台には埃がたまっており、マッチの燃えかすが多数認められた。 ○燃焼筒にススの付着は認められなかった。 ●当該製品を使用者がマッチで点火し、点火後のマッチを置き台に置いたため、置き台にたまっていた埃に着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ほこりをときどき除去してください。」「マッチの燃えかすをしん付近や置き台の上に置かないでください。火災の原因になります。」旨、記載されている。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|---|--|----------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-062 | 2011/06/15 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 北海道 | | | (火災、重傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○カートリッジタンクを取り出し、給油口口金(ワンタッチ式)を締め直してセットしようとしたところ、灯油がこぼれて出火した。 ○カートリッジタンクの給油口口金(ワンタッチ式)は確実に締め、灯油漏れは認められなかった。 ○燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○制御基板や配線などに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のカートリッジタンクの給油口口金を十分に締めなかったため、カートリッジタンクを当該製品にセットする際、口金が外れて、こぼれた灯油が燃焼筒などの高温部にかかって出火し、着衣に着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11-061 | 2011/06/09 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 大阪府 | | | (火災)当該製品をダンボール箱に入れて屋外で使用し、臭いがしたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品が焼損した。 | ○使用者は、路上販売の味噌汁などに使う湯を沸かすため、上方のみ開放した段ボール箱の中に当該製品を入れて屋外で使用していた。 ○使用者は、1年ほど前から当該製品から灯油がこぼれることに気づきながら使用していた。 ○固定タンク及びカートリッジタンクには、腐食などによる灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○使用者は、当該製品のカートリッジタンクを本体から抜いて軽自動車に乗せて運搬していた。 ●当該製品は、使用者が灯油がこぼれることを認識しながら屋外で使用していたことから、風の影響を受けて当該製品の燃焼筒の炎が当該製品内部に入り込み、こぼれた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品の詳細な使用状況が不明のため、灯油がこぼれた原因の特定には至らなかったが、当該製品に腐食などによる灯油漏れの痕跡が認められないことから、当該製品を運搬中に、固定タンクから灯油がこぼれたものと推定される。取扱説明書には、「置台、カートリッジタンクに油もれのある場合は、販売店に修理を依頼する。」、「風のあたる場所、屋外、直射日光の当たる場所で使用しない。」旨、記載されている。 | |
| B1K11-060 | 2011/05/29 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 岩手県 | | | (火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○使用者は、民芸品製作用のわらを乾燥させるため、当該製品の前方15cmの位置に設置された囲いの中にわらを入れ、囲いと当該製品にござを掛けて使用していた。 ○当該製品は全体が焼損していたが、バーナー部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○送油経路やカートリッジタンクに灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○燃焼・温風用モーターや内部配線などに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の前方に置かれたわらが当該製品の高温部に接触するなどして着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11-059 | 2011/05/25 | 2013/03/18 | 石油ふろがま(薪兼用) | 東京都 | | | (火災)当該製品を使用し、薪で風呂の水を沸かしていたところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の送油管は、銅管を使用すべきところゴム管が使用されていた。 ○ゴム製送油管は焼損し、穴が開いていた。 ○バーナー外部は送油管が設置された右側面が焼損し、内部は右側面が外部からの熱で焼損していた。 ○電磁ポンプ、送風ファン、基板、ノズルに異常はなく、正常に燃焼した。 ○使用者は、15～16年前前から石油ふろがまを使用していたが、当該製品は約3年前に工務店により設置されたものであった。 ●当該製品の送油管は、銅管を使用すべきところゴム管が使用されていたことから、ゴム製送油管が経年劣化により穴が開き、そこから漏れ出ていた油に、薪で風呂を沸かした際に発生した火の粉等が、焚き口や灰出し口から外部に落ちて着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「送油管の接合部等からの油漏れがないかを確認する、送油管は付属の銅配管を使用する、バーナー使用時は灰出し口は全閉にする」旨、記載されている。 | ・使用期間：3年 |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|---|--|----|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-058 | 2011/05/05 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 兵庫県 | | | (火災)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○当該製品のカートリッジタンクからガソリン臭が認められた。 ○使用者は、混合ガソリンを誤給油していた。 ●当該製品は、使用者がカートリッジタンクに誤って混合ガソリンを給油したため、使用中に異常燃焼となり、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリンなど揮発性の高い油は、火災の原因になりますので絶対に使用しないでください。」旨、記載されている。 | |
| B1K11-057 | 2011/04/26 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 北海道 | | | (火災)当該製品を点火したところ、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○当該製品から灯油以外の成分が検出された。 ○現場にはガソリンなど灯油以外の燃料が保管されていた。 ●当該製品にガソリンなど灯油以外の燃料を給油したため、当該製品が異常燃焼し、火災に至ったものと推定される。 | |
| B1K11-056 | 2011/04/06 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 千葉県 | | | (火災)当該製品を使用中、その場を離れたところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品の外観は焼損が著しかったが、内部に発火痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒はススが多く付着していた。 ○置き台の上から、多くの可燃物の燃えた跡が認められた。 ○部屋の窓は閉め切られていた。 ●当該製品の置き台には多くの可燃物の燃えた跡が認められたことから、置き台にあった可燃物が燃焼空気の供給を妨げ、不完全燃焼が起こったため、吹き返し現象が発生し、置き台上の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「置き台はホコリや汚れがないか点検する」旨、表記されている。 | |
| B1K11-055 | 2011/11/15 | 2013/03/18 | 油だき温水ポイラ | 和歌山県 | | | (火災)当該製品外部にリモコン及び警報器を接続後、試運転をしたところ、異常音が発生して当該製品が破損し、火災が発生した。 | ●当該製品は焼損しておらず、周辺被害もないことから、消防で「火災」として扱わないことが判明したため、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。 | |
| B1K11-054 | 2011/05/27 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 宮城県 | | | (火災)当該製品を点火後、しばらくすると火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○当該製品は、前面側が焼損し、燃焼筒や反射板にススが付着していたが、異常燃焼の痕跡はなく、灯油漏れも認められなかった。 ○燃焼筒下部の固定タンクの上には、当該製品のものではない樹脂状の物質が焼損した痕跡があり、樹脂状の物質は、置き台に溶け出していた。 ○樹脂状の物質については、特定することができなかった。 ●当該製品は、内部に樹脂状の物質が入り込んでいたことから、点火時に出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定されるが、入り込んだ物質は不明であり特定には至らなかった。 | |
| B1K11-053 | 2011/05/02 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 秋田県 | | | (火災)当該製品を使用中、火力調節をしたところ、当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼した。 | ○当該製品は、以前から調子が悪く、燃焼筒の1箇所から赤い炎が延びるため、火力を調節して使用していた。 ○当該製品の燃焼筒には異常燃焼によるススの付着は認められなかった。 ○置き台の上のほこりが焼けて、固定タンク底面全体にススが付着していた。 ○固定タンクに灯油漏れの痕跡は認められず、カートリッジタンクの給油口ふた(ファンタッチ式)は閉まっていた。 ●当該製品には、異常燃焼の痕跡など出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、使用時に燃焼筒から赤い炎が延びる不具合が生じていた原因については、当該製品の燃焼筒に異常燃焼の痕跡が認められないため、特定には至らず、詳細な使用状況などが不明のため、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| B1K11-052 | 2011/04/28 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 兵庫県 | | | (火災、軽傷1名)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損し、1名が負傷した。 | ○当該製品に給油し、約2時間経過後に「ガタン」と音がして天板から出火した。 ○当該製品の燃焼筒に著しいススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○固定タンク及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。 ○当該製品の部品の組み付けに異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|---|--|-----------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-051 | 2011/04/03 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 富山県 | | | (火災)軽傷2名)建物が全焼し、2名が火傷を負う火災が発生した。現場に当該製品があった。 | ○使用者が当該製品をマッチで点火後に、当該製品の置き台及び正面の置から出火した。 ○当該製品は、全体的に焼損が著しかった。 ○カートリッジタンク(ワンタッチ式)のふたは閉まっており、灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒に顕著なススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、出火に至る異常は認められず、詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11-050 | 2011/03/31 | 2013/03/18 | 石油給湯機付ふろがま | 宮城県 | | | (火災)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○当該製品は屋外設置仕様であるが、屋内に設置されており、事故直前の点検で点検実施業者から使用禁止を告げられたが、そのまま使用していた。 ○熱交換器フィンに多量のスス詰まり、排気口及び給気ルーバーにスス付着が認められた。 ○消音材、断熱材及びバーナロパッキンに灯油の染み込みが認められた。 ○内部の配線に溶融痕等、発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、屋外設置用であるが屋内に設置して使用していたことにより、排気を給気して着火不良や燃焼不良となり、消音室に未燃灯油が溜まり、バーナーの炎が引火して異常燃焼し、火災に至ったものと推定される。なお、使用者は、点検実施業者から当該製品の使用禁止を告げられた。 | ・使用期間:約7年 |
| B1K11-049 | 2011/03/26 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 東京都 | | | (火災)当該製品を使用中、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、建物が焼損、周辺の4棟が延焼した。 | ○当該製品は、温風吹き出し口より上の焼損が著しいが、電源コード、油受け皿やカートリッジタンクの口金は焼損していなかった。 ○ソレノイド(気化器で用いている電磁弁のコイル)は焼損しておらず、ヒーター用リレー接点には溶着の痕跡が認められなかった。 ○電源基板のヒューズは断線していなかった。 ○当該製品の周辺には、スプレー式殺虫剤や雑誌等の可燃物が多く積まれていた。 ●当該製品内部に出火の痕跡が認められないため、当該製品の温風により周辺の可燃物が過熱されて火災に至ったものと推定されるが、設置状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| B1K11-048 | 2011/03/18 | 2013/03/18 | 石油給湯機 | 北海道 | | | (火災)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。 | ○事故発生時に家人は不在で、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品の外郭ケースは内側より外側の焼損が激しかった。 ○当該製品に油漏れや排気漏れなどの痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼によって焼損したものと推定される。 | |
| B1K11-047 | 2011/02/26 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 神奈川県 | | | (火災)当該製品の背面下部から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。 | ○外観に焼損等はなく、バーナーに異常燃焼した形跡は認められなかった。 ○点火ヒーター取付部周辺はススが付着しており、焼損が著しかった。 ○カートリッジタンクに変形、膨れなどはなかった。 ○点火ヒーター取付部のパッキンは硬化し、一部が欠損しており、バーナーに灯油を垂らしたところ、点火ヒーター取付部から灯油が滲んだ。 ○当該製品は、約2年前に、事業者指定外の修理業者によって、点火ヒーター取付部のパッキンを交換されていた。 ●当該製品の点火ヒーター取付部のパッキンが硬化し、一部が欠損していたことから、事業者指定外の修理業者がクロスマットを交換する際に、点火ヒーター取付部のパッキンの交換、取付けが適正に行われなかったために、パッキンから灯油が漏れて引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| B1K11-046 | 2011/02/16 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(密閉式) | 北海道 | | | (火災)当該製品を点火後、しばらくすると当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品が焼損した。 | ○当該製品は正面右側の操作部付近の焼損が著しく、操作パネルなどの樹脂部品は焼失していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○送風用モーター、制御基板、電源コードなどの電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○定油面器及び電磁ポンプに油漏れなどの異常は認められず、燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品には出火の痕跡が認められないことから、事故原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。 | |

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|---|--|-----------------------------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-045 | 2011/01/20 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 三重県 | | | (死亡1名、火災)建物が全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 | ○当該製品は、外郭が焼損し、燃焼筒内部にススが付着していたが、出火元ではない別の部屋に置かれていた。 ●当該製品は、外部からの延焼であり、製品に起因しない事故と推定される。 | A201000931(石油ストーブ)と同一事故 |
| B1K11-044 | 2011/01/20 | 2013/03/18 | 石油ストーブ(開放式) | 三重県 | | | (死亡1名、火災)建物が全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 | ○当該製品は、外郭に焼損が認められるが、燃焼筒が取り外された状態で出火元ではない屋外に置かれていた。 ○当該製品は使用されていなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼であり、製品に起因しない事故と推定される。 | A201000932(石油ストーブ)と同一事故 |
| B1K11-043 | 2011/01/13 | 2013/03/18 | 石油ふろがま | 長野県 | | | (火災)当該製品を使用中、その場を離れ戻ったところ、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。 | ○当該製品の缶体の排水栓は、缶体から外れて地面に落ちており、ねじ部が収縮し、脆くなっていた。 ○缶体には、熱変色が認められ、空焚きが生じていた。 ○当該缶体は数年前に交換されたもので、空焚き防止センサーは付いていたが、バーナー部は交換していないため、バーナー側に空焚きセンサーの接続端子はなかった。 ○バーナー部は、著しく焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、缶体の排水栓が熱劣化により外れたため、空焚き状態となり、火災に至ったものと推定される。なお、缶体の排水栓が熱劣化した原因は、事故以前の空焚きによるものと考えられるが、詳細な使用状況が不明であるため、特定には至らなかった。 | ・使用期間: ふろがま缶体は数年、バーナーは30年以上 |
| B1K11-042 | 2011/01/09 | 2013/03/18 | 石油ファンヒーター | 東京都 | | | (火災、軽傷1名)当該製品の給油時に灯油がこぼれ引火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損、1名が火傷を負った。 | ○使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクを取り出して給油した。 ○当該製品は全体が焼損していたが、燃焼室内部にある燃焼バーナーに異常燃焼した形跡はなく、灯油の送油経路となる電磁ポンプ等に漏れ等の異常は認められなかった。 ○カートリッジタンク、ネジ式の口金に変形等の異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が、当該製品を消火せずにカートリッジタンクを取り出して給油した際、口金を十分に閉めなかったため、当該製品に戻す際に、口金を外れて灯油がこぼれ、消火させていなかった当該製品の前面に灯油がかかり、温風吹出口から内部に飛散し、気化した灯油が燃焼室内の炎に引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、 | |
| B1K11-041 | 2011/01/08 | 2013/03/18 | 石油給湯機付ふろがま | 福島県 | | | (火災)当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品の排気の出口(吹き出し口)から発煙・出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○事故前日に、不着火の警報が出たため使用者は業者へ修理を依頼していたが、事故当日、業者の修理を待たずに家人がスイッチを入れて使用していた。 ○当該製品は、ブロック塀で囲まれており、上方に少し隙間を取って木製の屋根をつけたポイラ庫の中に設置されていたが、囲い込み設置者は不明であった。 ○消音室の消音材には、灯油の染み込みが認められた。 ○バーナーは、炎が安定せずに赤火が生じる燃焼不良が認められ、ノズル先端より油漏れが生じていた。また、電磁ポンプ内部には、異物の付着や錆の発生が認められた。 ○オイルタンク内の油には、水分や錆が混じっていた。 ●当該製品は囲い込み設置されており、排気を吸い込み燃焼不良状態であったことに加え、オイルタンクの手入れが不十分のため、バーナーのノズルから灯油が漏れて缶体内に未燃灯油が溜まり、不着火の警報が出ていたが、使用者が修理せずに使用したため、缶体内に溜まっていた灯油に燃焼時の炎などが引火して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、囲い込み設置をしない旨、注意表記しており、1年に1度はオイルタンクやオイルストレーナの点検を行う旨、記載している。 | |
| B1K11-040 | 2011/03/10 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(開放式) | 石川県 | 左記参照 | | (火災、軽傷1名)住宅が3棟全焼し、1名が火傷を負う火災が発生した。現場に当該製品があった。 | ○当該製品は、全体が著しく焼損していたが、可燃物等の付着は認められなかった。 ○当該製品に異常燃焼や灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンク(ワンタッチ式)は、本体に正常に装填されていた。 ●当該製品に異常は認められず、事故当時の状況が不明であることから、事故原因は不明であるが、製品に起因しない事故と推定される。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|--|--|---|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-039 | 2011/02/03 | 2012/06/04 | 石油ふろがま | 岩手県 | 左記参照 | | (火災)浴槽に水を張り、しばらくして当該製品で風呂を焚いたところ、異臭がしたため確認すると、空焚き状態となって火災が発生しており、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○当該製品を点火して5～10分後に異臭がして、空焚きとなっていた。 ○使用者は、当該製品に点火する約4時間30分前に浴槽に水を張ったが、点火直前に浴槽の水位を確認しなかった。 ○ふろがま本体は過熱により変色し、循環パイプ周辺が焼損していた。 ○バーナー内部に焼損はなく、異常燃焼の痕跡も認められなかった。 ●当該製品を運転した際、何らかの理由により浴槽の水が抜けていたため、当該製品を運転中に空焚きとなり、当該製品が過熱し、火災に至ったものと推定される。 | ・使用期間：ふろがまは製造期間から26～37年、バーナーは製造年から約21年と推定 |
| B1K11-038 | 2011/01/08 | 2012/06/04 | 油だき温水ポイラ | 北海道 | 左記参照 | | (火災)当該製品が設置されているポイラ室から発煙があったため確認すると、当該製品が焼損し、周辺が汚損する火災が発生していた。 | ○当該製品のバーナ下部には、リモコンコードが束ねられており、著しい焼損が認められた。 ○樹脂製杯監視装置は、送風口の中にある部分は完全に燃えているが、外部に出ている部分は残っていた。 ○熱交換器燃焼口、燃焼室内及びバーナトップには、多量のススが附着しており、灯油を含んだ湿潤状態であった。 ○排気筒は、サイズが小さいものが付けられており、排気トップは、90°エルボが付いているだけであった。また、排気筒付け根部分は、腐食が著しく破損が認められた。 ○事故当時は、積雪はあったが、排気口は雪で塞がれていなかった。なお、事故発生前は、風速5～9m/sと風が強かった。 ●当該製品は、排気筒が誤設置されたまま、長期(約14年)間の使用で灯油を含んだ多量のススが燃焼室内などに堆積し、燃焼停止後もススに染み込んだ灯油が燃え続け、風の影響などで杯が排気筒から押し戻されて送風口内の杯監視装置に燃え移り、杯監視装置の一部が、バーナ下部に束ねられたリモコンコードに落ちて引火し、火災に至ったものと推定される。なお、工事説明書には「排気筒トップの正しい設置方法」旨等が、記載されている。 | ・使用期間：約14年 |
| B1K11-037 | 2011/01/05 | 2012/06/04 | 石油ふろがま(薪兼用) | 山口県 | 左記参照 | | (火災、軽傷1名)タイマーを利用して当該製品を使用中、異常に気付き確認すると、室内に煙が充満しており、2棟が全焼し、1名が火傷を負う火災が発生した。 | ○当該製品の排気筒は使用者が取り付けしており、直筒をまっすぐに接続し、排気筒先端部にはHトップ等を取り付けていなかった。 ○当該製品の焼却口及び灰出口は開いていた。 ○燃料パイプ(銅パイプ)に亀裂等の異常は認められなかった。 ●当該製品の排気筒にHトップ等が取り付けられていなかったため、排気筒から風が吹き込んで焼却口側に杯があふれ、周囲の可燃物に引火して火災に至ったものと推定される。 | ・使用期間：約6か月 |
| B1K11-036 | 2011/01/02 | 2012/06/04 | 石油ファンヒーター | 岐阜県 | 左記参照 | | (火災)当該製品を燃焼運転させたまま、カートリッジタンクを取り出して給油後、当該製品に挿入した際、ふたが外れ、灯油がこぼれ引火し、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。 | ○使用者は、給油時自動消火装置の無い当該製品を消火せず、給油していた。 ○ネジ式カートリッジタンクを本体に挿入する際に、ふたが外れた。 ○ふた及びカートリッジタンクのネジ部には、変形などの異常は認められなかった。 ●当該製品を消火せずに給油を行い、カートリッジタンクのふたの締め方が不完全であったため、カートリッジタンクを戻す際にふたが外れて灯油がこぼれ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、給油時は消火し、ふたは確実に閉めること等が記載されている。 | |
| B1K11-035 | 2011/03/25 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(開放式) | 長崎県 | 左記参照 | | (火災、死亡1名)就寝中、息苦しくなったため確認したところ、当該製品から出火する火災が発生しており、建物が2棟全焼、1棟が延焼し、1名が死亡した。 | ○使用者は、当該製品をライターで点火して隣室で就寝したが、当該製品を消火したか否かは確認できなかった。 ○燃焼筒の内部は背面側に顕著にススが附着しており、正面側と背面側ではススの附着具合に違いが認められた。 ○芯調節器及び下側反射板裏面の右側に多くのススが附着していた。また、芯調節器の右背面側にあるガス抜き弁(対震自動消火装置作動時の固定タンクの内圧開放弁)付近にススが固着していた。 ○芯調節器内部のピン穴位置から、芯は上部に出た状態(燃焼位置)であった。 ●当該製品の燃焼筒がずれた状態となっていたため異常燃焼となり、炎が燃焼筒下部から溢れて本体下部の固定タンクが熱せられ、芯調節器のガス抜き弁から出た気化した灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|------|------|---|---|-------------------------------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-034 | 2011/03/25 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(開放式) | 東京都 | 左記参照 | | (火災、軽傷2名)建物が全焼し、周辺の10棟を延焼する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。 | ○使用者は、芯調節つまみを回して当該製品を消火し、給油後、給油口を上にしてカートリッジタンク(ワンタッチ式)を当該製品付近まで運んだが、カートリッジタンクを当該製品のどこかにぶつけた際、灯油がこぼれて引火した。 ○当該製品は焼損が著しく、天板は落下物により変形していた。 ○当該製品の芯調節つまみ及び芯は、弱火力程度の燃焼位置であった。 ○カートリッジタンクは、全体的に腐食しているものの給油口蓋は完全に閉まっており、ロック機構に異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品への給油時に芯調節つまみを消火位置まで回さなかったため、当該製品の燃焼が継続し、給油後カートリッジタンクを当該製品に戻す際、カートリッジタンクからこぼれた灯油に引火し、火災に至ったものと推定されるが、カートリッジタンクの給油口蓋のロック機構に異常は認められなかったものの、事故当時の詳細な状況が不明のため、事故 | |
| B1K11-033 | 2011/03/11 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(開放式) | 石川県 | 左記参照 | | (火災)当該製品に点火後、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。 | ○使用者は、点火(電子点火)後、当該製品の炎が大きくなったため、あわててタオルや座布団を掛けて消火を試みたが、それらに着火して火が大きくなり消火できなかった。その後、「スピード消火」ボタンを押した。 ○当該製品の燃焼筒は、部分的にススの付着が認められた。 ○当該製品の芯に、タール付着等の異常は認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金はロック位置まで締められており、固定タンクに灯油漏れは認められなかった。 ●当該製品の燃焼筒がずれていたため、異常燃焼を起こして立炎状態になった際、使用者が消火のため当該製品にタオルなどを掛けためたためにタオルに着火し、火災に至ったものと推定される。 | 平成22年9月1日からリコールを実施。回収率 28.9%。 |
| B1K11-032 | 2011/03/02 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(密閉式) | 北海道 | 左記参照 | | (火災)当該製品を使用中、臭異がしたため電源を切った。しばらくすると当該製品後方から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。 | ○当該製品は、2台のファンコンベクターに繋いだ当該製品の給湯機能を使用しており、通常、湯温設定を40℃にしていた。 ○当該製品に接続されている排気管は、本体接続部付近で熱変色があり、断熱クロスに焼損が認められた。なお、給気管には焼損が認められなかった。 ○給湯側熱交換器や燃焼室内には、多量のスス付着があり灯油臭がした。また、燃焼室内の燃焼リングに柔らかいススが付着していた。 ○他の部品には、焼損などの異常は認められなかった。 ○前月中旬頃から安全装置(途中消火エラー)で自動停止することが何度あったが、点検を行わずに使用を継続していた。 ●当該製品は、使用者が不調を知りながら使用を継続したことにより、途中消火が繰り返えされ、給湯側燃焼室内に、多量の柔らかいススが付着してポット内の灯油が染み込み、バーナー燃焼時に引火して排気とともに排気管に達して排気管が過熱され、外部の断熱クロスも過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。 | |
| B1K11-031 | 2011/02/20 | 2012/06/04 | 石油ファンヒーター | 滋賀県 | 左記参照 | | (火災)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。 | ○使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクに給油し、カートリッジタンクを本体に戻す際、口金を下にしたところ、カートリッジタンクから口金が外れ、灯油がこぼれて引火した。 ○カートリッジタンクの口金(ねじ式)は、油受皿内にあった。 ○口金に変形は認められず、カートリッジタンクに口金を異常なく締めることができた。 ●当該製品を消火せずに給油し、給油後カートリッジタンクの口金を十分に締めなかったため、カートリッジタンクを当該製品に戻す際、口金が外れてこぼれた灯油が当該製品にかかり、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品のカートリッジタンクは口金を完全に閉めたかを確認できるように口金付近にラベルを貼付している。 | |
| B1K11-030 | 2011/02/08 | 2012/06/04 | 石油ふろがま | 岩手県 | 左記参照 | | (火災、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 | ○使用者は事故当時、当該製品から数cm離れた位置の上方1~1.5m程度の高さにロープを張り、衣類や軍手などの洗濯物を吊っていた。 ○当該製品は全体的に焼損が著しいが、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電気部品に溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の内部に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品の近傍にロープを張って洗濯物を干していたため、洗濯物が当該製品の排気筒などに接触して出火し、火災に至ったものと推定され | ・使用期間:不明(製造年から15年以上と推定) |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|---------------------------|------|---|---|---------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-029 | 2011/01/23 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(開放式) | 島根県 | 左記参照 | | (火災)当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。 | ○使用者が、台所に置いていた当該製品を点火した後、カートリッジタンクを抜いて給油をしようとしていたところ、当該製品が燃え上がっていた。 ○当該製品は、新聞紙の上に置いて使用されており、タンクは、口金キャップが締まっており、当該製品から少し離れた場所で見つかった。 ○当該製品は、全体的に焼損していた。特に、置台や固定タンクなどに著しい焼損が認められた。 ○燃焼筒受皿や置台上には、大量のマッチの擦りカスが堆積していた。 ○当該製品には、油漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、出火に至る異常は認められず、製品内部に多量のマッチのカスが堆積していたことから、使用者が、当該製品にマッチで点火後、マッチの火により置台下の新聞紙に引火し、火災に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況などが不明のため、事故原因の特定には至らなかった。なお、取扱説明書には「マッチの燃えカスを機器内に落としたり、置台の上に置かない」旨、記載されている。 | |
| B1K11-028 | 2011/01/05 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(開放式) | 長崎県 | 左記参照 | | (火災)建物が全焼する火災が発生した。現場(2階建て家屋)に当該製品があった。 | ○使用者は、ガスストーブと卓上ガスこんろ(一口)を使用する際、一つのLPGガスボンベにそれぞれのガスホースを付け替えて使用していた。 ○当該製品を点火中に、ガスボンベにガスこんろを接続するため、ガスボンベに接続されていたガスストーブのホースを外したが、ガスボンベの開閉バルブは完全に閉まっていなかった。 ●当該製品を点火中に、使用者がガスボンベからガスストーブのホースを外した際、ガスボンベの開閉バルブを十分に締めなかったためガスが漏れて当該製品の火が引火し、火災に至ったものと推定される。 | |
| B1K11-027 | 2011/01/21 | 2012/06/04 | 石油ストーブ(開放式) | 福島県 | 左記参照 | | (火災、軽傷1名)当該製品の消火操作直後に給油タンクを抜いた際、当該製品に灯油がかかり引火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損、消火の際に1名が負 | ●給油タンクの給油口が変形しており、使用者が、以前から給油中に給油口が開くことがあることに気付きながら、給油タンクを使用していたため、給油口が開き灯油がこぼれたものと判断した。 | |
| A2K11-026 | 2011/12/21 | 2012/02/08 | 石油ふろがま | 北海道 | 缶体空焚き、上部循環パイプ焼損。 | なし | 浴槽に水を張らずにふろがまのスイッチを入れたため空焚きとなり、上部の循環パイプより火が出た。水をかけて消火した。空焚き防止装置のついていない古い製品であった。(バーナーは空焚き防止装置対応のものに交換されていたが缶体が対応していなかったので機能しなかった。) | | 24年以上使用 |
| A2K11-025 | 2011/12/13 | 2012/02/08 | 石油ふろがま | 長野県 | 機器焼損、接続循環パイプ溶解、木造壁1.5m2焼損 | なし | 午後5時頃、水を入れてすぐ(水がたまらないうちに)浴室タイマーでスイッチを入れた。5分ほどして、居間にいて、浴室の方から水蒸気(煙)が出ていて気付いた。設置工事の不具合(空焚き防止装置のない缶体に、空焚き防止装置付きのバーナーを組み付けた)が原因という結論。 | | 24年以上使用 |
| A2K11-024 | 2011/11/15 | 2012/02/08 | 石油小型給湯機 | 大分県 | 器具内部の一部焼損と壁の汚損 | なし | 器具内部の焼損事故 | | リコール実施済 |
| A2K11-023 | 2011/11/07 | 2012/02/08 | 石油ふろがま | 神奈川県 | 機器空焚きと循環パイプ焼損 | なし | 浴槽に水を入れずにタイマーをセットし運転を始めた。その後、屋外のふろがまより煙が上がリ、浴室のシャワーで消火した。約10年前のバーナー故障により、組み合わせの異なるバーナーを購入し、使用者自ら取付けた。 | | 20年以上使用 |
| A2K11-022 | 2011/10/31 | 2012/02/08 | 石油小型給湯機 | 北海道苫前郡 | 器具内部のバーナー部が焦げていた。 | なし | 当社メンテナンス会社が修理訪問したところ、器具内部のバーナー部が焦げていた。 | | |
| A2K11-021 | 2011/08/28 | 2012/02/08 | 石油給湯機付ふろがま | 島根県 | 器具内部の電装基板の一部が焦げた。 | なし | リモコンの電源が入らないとの修理依頼により、当社メンテナンス会社が現場確認したところ、器具内部の電装基板の一部が焦げていた。 | | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|-------------------------------------|-------------|---|--------------------------------|--------------------------------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| A2K11-020 | 2011/03/31 | 2012/02/08 | 石油ふろがま(薪兼用) | 京都府 | 器具焼損, 天井 焼損(0.71㎡), 壁 面煤付着 | なし | 18時30分頃に風呂をたくため、ふろがまのタイマーを10分間だけ稼動するよう設定し点火、その後、数回同様の設定でバーナーを稼動させ、最終19時25分頃バーナーを点火。約6分後、ふろがま直下に設置していた住宅用火災警報器が鳴動。ふろがま周辺から炎が上がっていた。ゴムホースから漏れたと考えられるが、バーナー下に油漏れがあり、それが何らかの原因で燃えたと考えられる。 | | 製造後24年経過 |
| B1K11-019 | 2011/03/17 | 2012/02/08 | 石油ファンヒーター | 金沢市 | 家屋全焼 | 気管熱傷 で入院 | 給油後カートリッジタンクを当該製品へセットしようとしたところ、灯油がかかり当該製品から出火。 | | |
| A2K11-018 | 2011/06/01 | 2011/07/21 | 石油ファンヒーター | 愛知県 | なし | なし | 使用中の石油ファンヒーターから煙が出た為、家人が電源を切って給油タンクを抜き、消防へ連絡したとのこと。原因調査中。 | --- | |
| B1K11-017 | 2011/05/14 | 2011/07/21 | 石油給湯機 | 三重県 | 器具焼損 | なし | リコール対象製品において内部焼損した | --- | |
| XXK11-016 | 2011/03/30 | 2011/07/21 | 石油ファンヒーター | 福井県 | 住宅全焼, 機器 焼損 | 火傷(軽 傷) | (消防が当事者から聴取した内容)当該製品正面付近で寝ていて気が付いたら布団とひげが燃えていた。 | --- | NITE北陸支所と当該製品を確認し、問題は認められなかった。 |
| XXK11-015 | 2011/03/17 | 2011/07/21 | 石油ファンヒーター | 広島県 | 機器焼損 | なし | 製品を運転したままで、給油したカートリッジタンクを運んできたが、灯油が製品にこぼれて引火した。 | --- | |
| XXK11-014 | 2010/01/07 | 2011/04/12 | 石油ファンヒーター | 大阪府 | なし | なし | 「吹出口から白煙と炎がでた」と問い合わせがあった。当該機を確認したが着火タイミングの遅れにより白煙が出たと推定され、炎が出た痕跡は認められなかった。 | --- | |
| XXK11-013 | 2011/03/13 | 2011/04/12 | 油焚き温水ボイラ | 千葉県 | 配管保温材と近 傍にあったマット レスが焼損した。 | 無 | 運転スイッチを入れた後暫くして配管保温材と近傍にあったマットレスが焼損した。 | --- | |
| A2K11-012 | 2011/01/27 | 2011/04/12 | 石油ファンヒーター | 北海道 | フローリングが焦 げ、壁や衣服に臭 いが付いた。 | 無し | 12/3購入。毎日タイマーで使用1/27起きると、煙が出ていた。スイッチが切れないのでプラグを抜いた。フローリングが焦げ、壁や衣服に臭いが付いた。 | --- | |
| A2K11-011 | 2011/02/14 | 2011/04/12 | 密閉式石油ストーブ | 山形県 | 保育園施設約40 0㎡焼損。(全体 の約半分) | なし | 朝7時前に、職員が複数台ある暖房機の運転スイッチを入れて30分位経過後に火災報知器がなったため確認したところ、遊戯室から出火していることに気付いた。 | --- | |
| B2K11-010 | 2011/01/23 | 2011/04/12 | 石油ストーブ(開放式) | 大阪府 | 木造2階建住宅が 一部焼損(1階約 50㎡、2階約30㎡) | なし | 石油ストーブの下部から灯油が漏れてきたため家人が給油タンクを抜いたところ、給油タンクの口金が外れて灯油が漏れ引火した。給油タンク口金の締め付け不足があったと推定され家人の不注意による事故と判断された。 | --- | |
| B1K11-009 | 2011/1/00 | 2011/04/12 | 石油ファンヒーター | 岡山県 | 不明 | なし | ガソリンを誤って使用して火災 | --- | |

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

| JGKA 管理番号 | 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生 場所 | 被害状況 | | 事故の内容 | 経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果 | 備考 |
|--------------|------------|------------|-------------|------------|--|----------------|---|--------------------------------|-------------------|
| | | | | | 物的被害 | 人的被害 | | | |
| B1K11-008 | 2011/01/28 | 2011/04/12 | 石油ファンヒーター | 大阪府 | 家の窓が割れ、サッシも変形。壁・天井が破損。スプレー缶の爆風と一緒に着火し、DVDプレーヤー・パソコン・カーペット・畳(1枚)が燃えた。 | やけど(みずぶくれ)をした。 | 石油ファンヒーターを二時間程使用していたところ、部屋にあった殺虫剤のスプレー缶が破裂。 | --- | |
| A2K11-007 | 2011/01/18 | 2011/04/12 | 石油ファンヒーター | 岩手県 | カーペットと畳が焦げた。 | 無し | カーペットと畳が焦げた。 | --- | |
| A2K11-006 | 2011/01/19 | 2011/04/12 | 石油ファンヒーター | 北海道 | 壁に汚れを生じた | なし | 2階で使用後1~2時間で本体より黒煙が発生。本体付近を中心に2階の部屋に煙が充満し、壁に汚れを生じた。 | --- | |
| B1K11-005 | 2011/01/30 | 2011/04/12 | 石油ふろがま(薪兼用) | 熊本県 | 家屋全焼 | なし | 帰省した孫が風呂を沸かそうとして、1m40cmの竹をくべたが、燃えていなかったようなので、そのまま外出したところ、火災が発生した。1m40cmの竹をくべたため焼却口の蓋が開いたままの状態であった(約70~80cmはみ出る)。加えて強風でもあったため、燻っていたものが燃えて周囲の可燃物に燃え移ったと判断。 | --- | |
| B1K11-004 | 2011/01/11 | 2011/02/08 | 石油ファンヒーター | 大分県 | 床の一部焦げ、製品焼損 | なし | カートリッジタンクに給油後、タンク口金を締めていなかったため外れ、運転させたままの石油ファンヒーターに灯油がかり火災にいたったもの。 | --- | |
| B1K11-003 | 2011/01/11 | 2011/02/08 | 石油ふろがま(薪兼用) | 長野県 | 機器焼損、壁の一部焼損 | なし | 風呂がぬるい為、ご主人がスイッチを入れたが、温まらない為、奥様が釜を確認したところ、燃焼室いっぱいに薪や新聞があり、バーナーが燃えていなかったため、新聞を取り出すと一気に火の手が上がった。異常に多くの薪や新聞を投入した為に、スイッチを入れてもバーナーが着火しない状態で灯油が薪、新聞に浸み込み、更に灰出し口から前面に流れ出た。また、燃焼筒を伝いバーナー内に入った灯油が配線取出口から地面に流れ出た。新聞を取り出すときにスイッチが入った状態であった為、バーナーが正常に運転・燃焼したことで事故になったと判断。 | --- | 約3年使用(缶体は1997年製造) |
| B1K11-002 | 2011/01/04 | 2011/02/08 | 石油ふろがま | 福島県 | 3棟全焼、2棟延焼、山林多少(杉を19本程度) | なし | ふろがまのタイムスイッチを50分にセットした。約40分後に近隣の方が出火に気づいた。空焚き防止装置のない古い製品であったことと、使用者(認知症)が浴槽の水位を確認せずにふろがまのスイッチを入れたため空焚きとなった。 | --- | 約33年使用 |
| A2K11-001 | 2011/01/03 | 2011/02/08 | 石油ファンヒーター | 埼玉県 | カーペット | 無し | 夜使用中に突然煙が上がリ、製品自体熱くなっていた。電源を止め冷えてから本体をどかしたらカーペットが焦げていた。 | --- | |